

令和3年度 事業評価表(発達支援センターひまわり)
(2) 市の事業の企画・運営・実施状況(仕様書内)

目標以上:20～16点、目標どおり:15～12点、目標の一部不実施(軽微):11～9点、目標の一部不実施(中程度):8～4点、それ以下:3～0点

項目	具体的な取組み	目標	令和2年度の実施状況	令和2年度 の評価 (20段階)	令和3年度の実施状況	令和3年度の取組み、成果、課題分析、評価	令和3年度 の評価 (20段階)	
1 児童発達支援事業について								
①	グループ療育の実施	月～金曜日の午前中に、グループ(1グループあたり4人～7人)を実施。	子どもの発達状態に合わせグループをつくり、ひとりひとりの子どもの状態を把握しながら、生活の基本、言語性、動作性、社会性の発達を促し、集団適応能力を高める指導を行う。	・198日実施 ・延べ児童数692人 (うち緊急事態宣言下の電話対応 18日 86名) ・午前中に、親子グループ療育(1グループあたり3～7人)を実施。未満児5グループ(週1回) 年少児2グループ(前期のみ、週1回)	19	・204日実施 ・延べ児童数1,034人 (うち緊急事態宣言下の電話対応 21日 84名) ・午前中に、親子グループ療育(1グループあたり6人)を実施。未満児5グループ(週1回)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市の指導の下、6月20日まで未満児の親子の受け入れを1日1グループまでとする臨時プログラムで療育を開始。また、療育室の広さに応じて1グループあたりの受け入れ親子の数を変更するなどグループ編成を見直した。環境整備の上で、6月22日から1日に2グループの受け入れとする通常療育を再開。通常療育再開の際も各グループの利用者同士の園内での接触を避けるため、出入口を分けたり、療育時間をずらすなどの配慮を行った。療育の実施にあたっては、職員や利用者の健康管理や手指の消毒に加え活動内容を工夫(広い部屋で活動し密集密接を防ぐ、他児と玩具を共有しないようにする、療育室に入る人数を制限する等)し、施設内及び使用した遊具や玩具などの消毒を徹底するなどの感染症対策を行っている。緊急事態宣言下の8月23日～9月30日まででは、市の指導の下で休園の措置となったが、休園中も通園児(保護者)に週に1回以上電話連絡し、家庭での過ごし方や保護者の不安に対する助言を行った。 未満児の親子グループ療育は、早期から待機なく子どもの受け入れができるように毎年プログラムを工夫している。グループは発達や年齢・発達上の置きを考慮しながら編成し、半年ごとに見直しを行い、必要に応じてメンバー構成や人数調整することで、子どもの発達や特性に応じてより良い療育が提供できるように努めている。また、子どもの自立に向けた基礎的な力を育てるとともに、親子での活動を通して、愛着関係を育みながら、子どもの困り感や気になることを療育の場面で保護者と共有し、その手立てを職員と一緒に考えていくことを目的に取り組んでいる。 年少児の親子グループについては、園の行事などで欠席が多いという昨年度までの実態から、今年度より個別療育の中で意図的に親子遊びなどの活動を行う親子個別療育へと変更した。通園状況や、「入園したら園での生活を大切にしたい」という保護者のニーズに合わせて柔軟にプログラムを見直し、継続的な通園につながるような配慮を行っている。 親子での活動は、子どもの要求にじっくり向き合い、その子ならのできることの発見やコミュニケーションの手がかりを見つける場・関わり方を知る場、あるいは、同じ悩みを持った親同士の交流の場となり、発達支援の場であるとともに保護者支援の場ともなっている。利用状況や支援状況を検証しながら、多治見市の療育体制全体を視野に入れ、より良い支援が提供できるよう随時プログラムを見直している。	19
②	個別療育の実施	火～金において、職員と通園児による1対1の個別指導療育を実施。	指導員とマンツーマンで子どもの現在の課題に応じ、遊びや諸活動を通して生活経験を豊かにし、子どもの全体的な発達を促進する指導を行う。	・184日実施 ・延べ児童数 1,822人 (うち緊急事態宣言下の電話対応 24日、224名) ・週1回の個別指導	19	・188日実施 ・延べ児童数 1,655人 (うち緊急事態宣言下の電話対応 26日、248名) ・週1回の個別指導	年度当初から個別療育を実施できた。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市の助言を受けながら、職員や利用者の健康管理や手指の消毒に加え、活動内容を工夫(個別療育で使用する部屋を限定し利用児同士の接触を避ける、玩具の共有をしない、等)し、施設内及び使用した遊具や玩具などの消毒を徹底するなどの対策を講じた。また、消毒にかかる時間が療育時間に影響することがないよう、時間の使い方を見直し、療育の事前準備や片付け、消毒を職員間で共有し、効率を図るなどの工夫をした。緊急事態宣言下の8月23日～9月30日までは、市の指導の下で休園の措置となったが、休園中も通園児(保護者)に週に1回以上電話連絡し、家庭での過ごし方や保護者の不安に対する助言を行った。特に在籍保育園や幼稚園も休園となった通園児や保護者は不安も強く、必要に応じて電話連絡の回数を増やすなどの配慮をした。 個別療育は原則として担当職員と利用児の1対1の個別的な支援となるので、アセスメントを行い、ニーズを踏まえて、個別支援計画を作成し、目標と見通しを持って個別指導療育を実施している。子どもの課題に応じた遊びや活動を通して発達を促す支援の提供に努め、支援の中で発見した子どもの力等の必要な情報を保護者と共有し、子どものこと、家族のこと、就学のこと等の相談に応じ、保護者の気持ちに寄り添い、信頼関係を築けるよう努力している。 令和3年度より、年少児で親子グループ療育の積み重ねが少ないお子さんを対象に、親子個別療育という新しい療育形態を取り入れた。親子個別療育では、「午前中は園の生活を大切にしたい」という保護者のニーズを尊重しつつ、個別療育の中で意図的に親子の触れ合い遊びを取り入れ、保護者と療育の場面で共有できるようにすることで親子の愛着形成や保護者のわが子理解が進むように工夫している。また、複数組の親子と一緒に活動することで、自然に保護者間の交流が進むような配慮をしている。親子個別療育は、段階的に担当と1対1の個別療育に移行できるように見通しを持って行っている。 支援が必要と判断され、ひまわりで受け入れる新規人数(年少以上児)は増加傾向にある。地域の保育園や幼稚園で子どもの力が発揮していけるように、通園児の園の様子や療育の様子を職員間で情報共有し、個別支援の必要性を検討して市の委員会に諮っていく事で、小集団での支援や園での支援につながるように、多治見市の療育体制全体の中で、見直しをもって事業が実施できるよう努めている。(令和3年度新規受け入れ人数37名、ひまわり終了人数29名)。 通園児にとって必要な支援を他の療育機関や保育園・幼稚園等に伝え、支援の場や支援方法について共有していくこと、また民間事業所の利用についても情報共有していくこと等、他機関との連携をより充実させ、公営施設としての役割を確認しながら今後の方向性を検討していきたい。	19
③	保育所等訪問支援事業の実施	半年を1クールとして実施。(4月～9月・10月～3月) 一人につき1～2回程度。	集団生活に適応できるよう、身体及び精神の状況、並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う。	・44日実施 ・延べ児童数44人 (一人につき月1～2回実施) 前期:5人(5園) 後期:8人(8園)	19	・62日実施 ・延べ児童数62人 (一人につき月1～2回実施) 前期:6人(6園) 後期:4人(4園)	ひまわり利用児童を対象に、集団生活の場である保育園や幼稚園で通園児や保護者が安心して生活を送り、通園児や通園児に関わる子どもたちが地域で育ちあっていく事を目的に、保育所等訪問事業を実施。私立園への訪問支援事業も継続して行い事業の拡大と充実に向けて取り組んでいる。令和3年度も、緊急事態宣言下においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市と協議の上保育所等訪問支援事業が休止となったが、休止期間中も対象園に電話で子どもの様子や支援の方針を確認し合うなどの対応を行った。事業再開後、園に訪問する際には、園の感染状況を確認し、職員の健康管理と感染症防止対策(訪問の際マスクを着用し、テラスや廊下からの見学とする、消毒を携帯する等)を十分に行っている。 訪問支援事業では対象児一人一人に個別の支援計画を作成し、集団生活の場で通園児に直接働きかける直接支援と、環境調整や周囲の関わり・支援方法について園の職員と一緒に考え助言する間接支援を行い、訪問の都度、報告書を作成している。園と保護者に同じ報告書を渡すことで、職員と園の職員・保護者で、通園児の様子や支援方法を共通理解しながら支援をすすめることにつながっている。 市内の保育園や幼稚園への保育所等訪問支援事業の周知は進みつつあるが、個人情報の取り扱いについて再度見直しを行うこと、事業の趣旨などの理解をさらに深めることを目的に、市の指導の下、概要説明書を作成した。また、対象児の園での様子の事前聞き取りや園とのカンファレンスの時間の持ち方など、対象園のニーズを踏まえて事業の在り方を見直し改善を図った。さらに、今後の事業展開を見直し、アセスメントの方法や様式を見直し、園長会に諮る事業のさらなる充実に向けての取り組みをすすめている。 訪問支援事業の対象児については、幼稚園や保育園の先生と子どもの姿を確認し合い、保護者の同意のもとで決定しているが、保護者に対する事業の周知やニーズの吸い上げについては課題もあり、今後、市とも相談・連携しながら事業をすすめていきたい。	19
④	児童発達支援計画・個別支援プログラムの作成(療育内容の検討)	年に2回(4月、10月)、個別支援計画書を作成し、利用者に確認をする。	子ども1人ひとりにあわせた計画の作成、検討を行う。	・個別記録(面接記録、療育記録、発達検査記録、アンケート)の作成 ・個別支援計画書の作成(年2回) ・ケース会議の実施(月1回、適宜)	17	・個別記録(面接記録、療育記録、発達検査記録、アンケート)の作成 ・個別支援計画書の作成(年2回) ・ケース会議の実施(月1回、適宜)	保護者のニーズ(子どもに願う姿や、療育でつけていって欲しい力)の聞き取りや通園児のアセスメントをもとに全通園児に対し個別支援計画を作成している。作成の際には、児童発達支援管理責任者が全通園児について担当職員と支援会議を行い、ライフステージに合わせた子どもの成長を見通して、1年後に目標とする姿や半年後に目標とする姿を明確化し、具体的な支援の内容を決定している。また、個別支援計画は、児童発達支援ガイドラインに基づいて作成するように職員間で勉強会を行い、具体的な作成の留意点などを確認した。また、発達を踏まえたうえで、どのような支援が必要かを明確にするため、なかよしひまわりの児童発達支援管理責任者が中心となってアセスメント方法の見直しを行い、令和4年度から導入できるように様式変更の準備を行った。 支援計画の作成や保護者への説明の際には、子どもの発達段階と特性の共通理解を図り、できることから取り組めるように、保護者にもわかりやすい言葉で伝えている。また、支援計画を通して、関わる大人がどのような支援を行うことが必要か、焦らずに積み重ねていくことの大切さを伝え、保護者が具体的な対応方法を知り、家庭でも実行することで子どもの成長に繋がるよう丁寧に話している。 具体的な支援については、定期的にケース会議(月1回以上)を行うことにより、常に支援方法の見直しを行い、職員間で子どもへの共通認識を図りながら、より適切な支援が提供できるよう、発達支援の資質の向上に努めている。 個別支援計画は遅滞なく作成し、保護者の同意を得ながら支援を進めている。	18
⑤	作業療法士による療育支援	さまざまな用具を使い、子どもの主体的な遊びのなかで、日常生活動作訓練や運動機能のリハビリ等を行う。	作業療法士の配置日数 週5日以上。	・163日実施 ・さまざまな用具を使い、子どもの主体的な遊びのなかで、日常生活動作訓練や運動機能のリハビリ等を行う。 ・通園児の必要性に応じて、個別的またはグループ療育内に対応。 ・延べ個別支援児童数369人(個別指導対象児のみ)	17	・174日実施 ・さまざまな用具を使い、子どもの主体的な遊びのなかで、日常生活動作訓練や運動機能のリハビリ等を行う。 ・通園児の必要性に応じて、個別的またはグループ療育内に対応。 ・延べ個別支援児童数376人(個別指導対象児のみ)	緊急事態宣言下(8月23日～9月30日)は休園の措置となった。年少以上児の個別的な支援については、特別支援計画を作成し、職員と保護者が子どもの姿と目標、支援内容を共通理解して支援を実施した。特に運動面の課題が大きなお子さんには、様々な評価方法を用いて課題を明確化し、身体を作っていく上で取り組んでいくと良い遊びの内容を、個別指導の担当職員と情報共有して連携を取る事で、より効果的な支援が行えるように努めている。保護者にも日常生活の中で取り組めそうなことを具体的に助言している。未満児については月に2～3回程度、親子グループ療育に作業療法士が入ることで、運動遊びの設定についてアドバイスすることで、グループでの活動内容が工夫できるよう連携をとっている。また、身体作りや感覚の受け止め方についての保護者勉強会を行うことで、保護者への情報提供や相談の機会を設けている。(グループ療育の中での対応児は指導対象人数に含めていない)。 できるだけ多くの通園児に作業療法の機会が確保できるように努め、保護者が通園しやすいように午前中の指導開始時刻を変更するなどの調整を行った。	18

⑥	ことばの指導	指導員による指導。	コミュニケーション能力、理解力、表現力等の向上をめざし、指導を行う。	・157日実施 ・子どもとの関わりのなかで、言語の発達や発音等の評価と支援、SST(ソーシャルスキルトレーニング)を含めたコミュニケーション能力向上のための支援を行う。 ・延べ個別支援児童数357人(個別指導対象児のみ)	19	・162日実施 ・子どもとの関わりのなかで、言語の発達や発音等の評価と支援、SST(ソーシャルスキルトレーニング)を含めたコミュニケーション能力向上のための支援を行う。 ・延べ個別支援児童数360人(個別指導対象児のみ)	緊急事態宣言下(8月23日～9月30日)は休園の措置となった。 ことばの育ちの面から必要に応じて検査を行い、子どもを捉え、コミュニケーションする力や理解する力、表現力の向上を目指した支援を実施した。年少以上児の個別的な支援は、特別支援計画をもとに職員と保護者が子どもの姿を共通理解しながら支援している。未満児については月に1～2回程、グループ療育の中でお子さんに応じた対応の仕方を指導員とともに検討したり、グループ療育を受けている保護者を対象にことばの育ちに対する勉強会を実施する等の対応をしている。(グループ療育の中での対応児は指導対象人数に含めていない) できるだけ多くの通園児に言語療法の機会が確保できるように努め、保護者が通園しやすいように午前中の指導開始時刻を変更するなどの調整を行った。また、近隣の医療機関で言語療法を受けている利用児に対しては、保護者を通して指導の内容を情報交換し、療育指導の中で取り組む事を確認するよう努めた。また、卒園や療育終了後に民間事業所で言語療法を継続する場合には、お子さんの様子や支援方針が引き継がれるように、保護者の承諾を得て情報提供するなどの連携を行った。	19
⑦	摂食指導の実施 ＜※「仕様書」の内容により、「自主事業」で評価する。＞							
⑧	指導員と利用者等との個別懇談の実施	年に2回、個別支援計画の提示をしながら、今後の支援について保護者と話をする。	子育て不安の軽減や子育て環境を整えるため、保護者が抱える悩み、児童の状況把握を行い、心理的な側面からの支援や具体的なアドバイスを提供する。	・グループ懇談2回、職員との個別懇談2回実施。	18	・グループ懇談2回、職員との個別懇談2回実施。	日々の療育や定期的な懇談により、職員との信頼関係を築き、より丁寧な支援に繋げるよう努めた。感染症の蔓延状況により、懇談の方法を随時変更し、未満児グループ全体での懇談会の開催が困難な時には、入園後2か月経過後のお子さんに随時個別懇談を行うなどの対応をとった。感染状況が落ち着いた状況で実施した懇談会の際には、広い部屋で行う、ついたてを使用する、短時間で行うなどの感染症対策を行った。グループ療育では、懇談の際に親子で活動する事の意味や目的を丁寧に説明し、保護者の疑問や心配なことに応え、安心して療育に通えるように努めた。個別療育では、毎回療育後にフィードバックの時間を設けている他、支援計画作成時に、家庭での様子や園の様子、保護者の困り感やニーズを聞き取り、不安に感じていることや困っていることに個別に対応し、担当職員とコミュニケーションを図りながら支援を実施した。また、保護者アンケートにより、思いや感想、要望等を把握し、必要に応じて管理者との懇談を設けた。以上により、日常的な保護者の要望に迅速に対応した(療育の目的や内容の確認、支援の見通の共有、感染症対策についての不安や疑問に対する対応、療育後の保護者支援の際の子どもの安全管理等)。保護者からの要望・意見やその回答については、掲示等により保護者にも情報公開している。	18
⑨	保護者への療育支援	新しい園児の家へ年度当初に家庭訪問を実施し、子どもの状況を把握する。 個別療育終了時にフィードバックを含む保護者支援の時間を設ける。 必要に応じて訪問支援を行う。	日々の療育の中で、保護者の話に耳を傾ける。 特に定めていないが、計画的な訪問支援(家庭、保育園、幼稚園、保健センター)を実施する。	・家庭訪問→中止 ・保育園、幼稚園訪問→感染症対策のため10月～12月に年少児を中心に実施 ・保護者が気軽に集える「おしゃべり会」「クリスマスリース作り」→中止	17	・家庭訪問→中止 ・保育園、幼稚園訪問→感染症対策のため5～6月に年少児を中心に実施 ・家族参加月間(8月)	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から家庭訪問は中止とした。また、園訪問については、新型コロナウイルスの感染拡大状況が落ち着いた時期に年少児を中心に行うなど、限定的に実施した。要望があれば園の先生方の療育見学の受け入れを行い、情報共有と支援方法の共通理解を図っている。 通園児の様子把握や保護者の不安の軽減のために、連絡ノートや個別療育終了後のフィードバックの時間を活用し、子どもの姿や課題を保護者と共通認識するよう、より一層努めた。状況によって十分に話ができない時には電話での対応も行った。コロナ禍においては、保護者が悩みや不安を相談できる場所が少なく、療育の際に職員とコミュニケーションをとることで、子どものことだけではなく保護者の様々な困り感に対応することができた。できるだけ保護者の思いに寄り添いながら話を丁寧に聞くようにしている。 イベントの開催は依然困難な状況ではあったが、家族参加月間を設け、普段療育に参加できない家族も夏休み等を利用して療育に参加できるような機会を作り、家族で通園児の発達状況や支援について共有できるように配慮した。保護者のニーズが高い勉強会などは感染症対策を行いながら時期を検討し可能な限り実施した。	17
⑩	保護者を対象とした研修会の実施	保護者が療育や障害に関してより理解を深めるために、研修会を実施する。	年2回以上実施する。	・7/160Bさん講話 ・6月栄養相談(子ども支援課 栄養士)→中止 ・9/24子育てについて(臨床心理士 水野香代先生) ・9/29就園について(子ども支援課) ・11/15発達に置きのある子どもの理解と支援(大秋病院 関正樹先生) ・1/14子育てについて(臨床心理士 水野香代先生) ・2/17就学について(教育相談室 後藤先生) ・1月子育てについて(なかよし・ひまわり合同)→中止	18	・7/7先輩保護者の講話 ・6月栄養相談(子ども支援課 栄養士)→中止 ・9月9就園について(子ども支援課)→休園措置のため資料配布 ・11/2発達に置きのある子どもの理解と支援(大秋病院 関正樹先生) ・1/14子育てについて(臨床心理士 水野香代先生) 3/16就学について(教育相談室 後藤先生)	コロナ禍で中止せざるを得ない研修会もあったが、保護者のニーズが高い研修会・勉強会は感染症対策を講じ、時期や研修方法(時間短縮や参加人数の制限)を検討しながら可能な限り実施した。 特に、就学先の決定について不安感を持たれている年長児の保護者には、就学に向けた先輩保護者の話を聞く勉強会は貴重な機会となった。また、コロナ禍だからこそ、保護者の子育てに関する負担や不安も大きくなっており、臨床心理士を講師に招いての子育ての勉強会は、参加した保護者の方から好評をいただけた。例年行っている児童精神科医による講演会も、参加人数を限定し、ビデオ中継を取り入れて実施した。感染症への不安などから参加が難しい保護者には、講演会の様子をDVDに録画して貸し出しを行うなど、多くの保護者に研修の機会を提供できるよう努めた。休園期間中に実施を予定していた勉強会については、保護者に聞き取った質問への回答を含めた資料を子ども支援課に提供していただき保護者へ配布した。就学に関する勉強会は感染症の蔓延状況によって延期を余儀なくされたが、調整を重ねて開催できるようにした。 今後、子育てや教育支援、発達障害への理解、就園・就学に向けての心構えなど、子どもの発達や保護者のニーズに合わせた幅広い知識や情報の提供ができるよう、内容や講師を検討しながら実施していきたい。引き続き感染症対策を講じながらの研修となることが考えられる為、勉強会の時期と内容については、その都度見直し、リモートや配信による開催(事例などが内容に盛り込まれている場合は難しいか)なども検討していきたい。 勉強会の講師は、医療機関職員等の専門職だけでなく、身近な地域の専門家の力を活用することで、保護者の学びの場になるだけでなく、困ったときにどこへ相談に行けばよいのかを知る機会となっている。また、事前の打ち合わせを詳細に行い、他機関と連携を図る事で、関係機関との縦横のつながりを深める事にもなっている。	19
2 相談・検診育成支援について								
①	要観察児の事後支援事業への参加	保健センター事業であるワンパク教室への参加。	ワンパク教室1(月1回)への参加支援。	・ワンパク教室(1) 月1～2回参加	17	・ワンパク教室(1) 月1回参加	ワンパク教室(フォローアップ教室)では、活動内容や設定について一緒に考えたり、職員として参加する事の意味や役割について保健センターとカンファレンスを重ねる等、各機関と連携して保護者支援に努めた。また、子育て支援・発達支援の両視点から参加親子に関わることで、支援の必要性についての見極めにも繋げた。職員が参加することで、療育に通う前から通園児や保護者、職員との面識を持つことが出来、特に療育に通う事に不安が強い保護者に対しては、通園に対する様々な不安を軽減できるケースが多数あった。	17
②	発達検査の実施	検査器具を使用して、子どもの発達状況を把握すること。	1人年1回以上実施する。	・検査器具を使用して、必要に応じて子どもの発達状況を把握した。 ・作業療法士によるJMAP検査、フロスティグ視知覚機能検査の実施。 ・言語聴覚士によるS-S法言語発達遅滞検査の実施。	18	・検査器具を使用して、必要に応じて子どもの発達状況を把握した。 ・作業療法士によるJMAP検査、フロスティグ視知覚機能検査の実施。 ・言語聴覚士によるS-S法言語発達遅滞検査の実施。	作業療法士による感覚統合の検査(JMAP)、フロスティグ視知覚機能検査を行い、子どもの感覚の発達や目と手の協調性等、運動発達の状況を把握できた。また、言語聴覚士による検査(S-S法)により、ことばの理解や表出、構音についての発達や課題を把握できた。検査結果や作業療法士・言語聴覚士の所見を個別支援計画作成に用い、子どもの姿を多面的に捉えながら発達支援を実施。検査の結果を保護者に伝えることで、子どものことを一緒に考える材料として役立て、療育終了児に対しても、医療機関受診判断の時期等、先の見通しを伝える事にもつながっている。	18
③	育児相談・発達相談	通園児以外の親子に対しての面接相談及び見学の受け入れ。 保健センターの乳幼児健診での発達及び療育相談。	面接、相談を受けた親子に対してのフォローを行う。	・年間延べ35件実施。 WGで療育を勧奨された子どもへの対応としての面接、相談。 ・電話相談(1件) こそだていろは帳を見て電話をくださる方等への対応	18	・年間延べ40件実施 WGで療育を勧奨された子どもへの対応としての面接、相談。 ・施設見学対応(5件) ・電話相談(1件) こそだていろは帳を見て電話をくださる方等への対応 ・卒園児に対する相談(2件) 毎月第3月曜日午後。面談及び電話による相談。	基本的には療育や入園に関する面接・相談を実施。市の発達支援委員会で療育機関を勧奨された方に対して、なかよし・ひまわりの両職員で面談し、支援が必要な子どもに、より適切な療育機関案内できるように努めた。特に市の発達支援委員会の会議への参加がなくなった後期から見極めとしての相談が増加した。保護者は不安の中で来所されるので、通園に繋がるよう、聞き取りを重要視し、不安な気持ちを受け止めながら、困り感やニーズを把握し、通園について丁寧に説明するように心がけた。通園施設について迷っているケースについても事前見学を受け入れて対応し、支援の内容について説明したうえで、保護者が安心して通園先を決定できるように努めた。 こそだていろは帳等を見て子どもの成長・発達について問い合わせがあった場合は、相談対応し、必要に応じて支援機関に繋いだ。保護者の不安を軽減し、次の支援の場でも力が発揮できるように、令和3年度より、ひまわりでの療育終了児に対しての相談日を設けた。相談の内容については、保護者の同意を得て必要に応じて関係機関へ情報提供し、途切れのない支援がされるように努めている。	19
④	療育研究会の実施	療育の検証を目的として、外部の専門家を招いて療育を行い、指導員及び利用者に対してより専門的な指導を受ける。	療育研究会は年2回以上実施する。	・療育研究会(園内研)年3回実施。 7/28 郷田賢教諭(東濃教育振興事務所) 12/3 関正樹医師(大秋病院) 2/22 後藤教諭(多治見市教育相談室) ・愛着関係についての研修会(講話とケース検討)の実施 2月 信太寿理先生(中京学院大学)	19	・療育研究会(園内研)年2回実施。 10/19 関正樹医師(大秋病院) 2/1 後藤教諭(多治見市教育相談室)、長谷川先生(子ども支援課障害児巡回専門員) ・職員勉強会による研究会の検証と振り返り 11/1(10/19の研究会事例の検証) 2/21(2/1の研究会事例の検証) ・事例検討会 10/19午後 支援が困難な事例の研修	指導員の支援方法の検証を目的に、外部の講師(大秋病院児童精神科医、多治見市教育委員会職員、子ども支援か障害児巡回専門員)を招いて研究会を実施。通常療育の提供を確保するため、研究会の日数は減らしたが、支援の充実のために研究会の方法と内容を工夫した。対象児について、様子の把握や支援方法について資料の事前検討から話し合いを何度も重ねることで、全職員が個々の支援方法について考える機会となった。また、研究会当日も、支援から保護者へのフィードバックまでの過程を全職員で共有し、支援の幅を広げる事が出来、職員の意識改善と資質向上に繋がった。意見交換の際に小グループに分けたり付箋を使ったりするなど全職員が意見を出し合えるように研究会の方法についても見直した。研究会後に職員勉強会として支援を検証し、具体的な支援方法を話し合うことで、より実践的な研究会となった。関係機関(保育園や幼稚園等)にも参加を呼びかけ、一緒に話し合うことで子どもを共通理解できる場ともなっている。 令和3年度は、多治見市教育委員会職員と子ども支援課の障害児巡回指導専門員にも講師をお願いし、通園児の園での支援の充実と、先の支援について具体的な見通しについて関係機関職員と共有できた。 実際の療育を見ていただいてアドバイスを得る機会は限定的だが、発達の課題なのか愛着形成の点で課題があるのか見極めにくいケースもあるため、園内研究会の機会を捉えて、事例検討会を行った。	19
⑤	保護者に対する研修会の実施			・講演会(2回) 11/15 保護者向け講演会(大秋病院 関医師)参加者 29名 1/11 子育て講演会(水野友有先生)参加者 33名	18	・講演会 11/21 保護者向け講演会(大秋病院 関医師)参加者 24名 1月 子育て講演会→中止	発達支援・保護者支援・地域子育て支援の一環として、保護者を含め広く関係者を対象とした講演会を実施し、保護者の学びの機会とするともに、子育てや発達支援に関する理解の促進を図った。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、子育て講演会は中止した。関医師の講演会については、保護者の気持ちに寄り添いながら、発達への理解・成長の見通し等について保護者と職員が共に学ぶよい機会となっており、親の会の協力を得て、毎年継続して実施。保護者のニーズや通園児の状況により、講師と打ち合わせを重ねて内容を見直しながら実施している。 講演会の開催にあたっては、参加者の健康管理と手指の消毒、ソーシャルディスタンスの確保やビデオ中継を取り入れるなどの感染症対策を講じた。他、参加できなかった保護者に対し、講師の承諾を得て、資料の提供や講演会の様子を録画したDVDの貸し出しを行い、多くの保護者に研修の機会が保証できるようにした。 コロナ禍での研修会については保護者のニーズも聞きながら、リモートやオンライン配信での開催なども取り入れていきたい。	18

(3) 自主事業の企画・運営・実施状況

項目	具体的な取組み	目標	令和2年度の実施状況	令和2年度 の評価 (20段階)	令和3年度の実施状況	令和3年度の取組み、成果、課題分析、評価	令和3年度 の評価 (20段階)	
①	外部医師等による診察及び訓練の実施	園内たより等で受診希望者を募り、受診を打診。	ニーズに応じた訓練や相談を提供する ・音楽療法 月1回実施 →コロナ禍で予定調整 後期から開始 10月(2回)、11月(2回)、12月(2回)、1月(1回) これ以降非常事態宣言発令により中止 ・教育委員会職員による就学個別相談 9/7 ・子ども支援課職員による就園個別相談 9/27 ・心理士による個別相談 12/2	18	・音楽療法 月1回実施 →コロナ禍で予定調整(前期2回、後期4回、緊急事態宣言・蔓延防止等重点措置下では中止) ・教育委員会職員による就学個別相談→該当対象児がおらず中止 ・子ども支援課職員による就園個別相談→休園につき相談先を勧奨 ・心理士による個別相談 12/8	保護者の継続的なニーズとして音楽療法を毎月実施。ここ数年、同じ先生に継続して指導していただいており、講師と事前の打ち合わせを密に行い、子どもの発達や特性に応じて指導方法を工夫することで、子どもの育ちや変化を捉えることができ、保護者と一緒に子どもの成長を喜ぶことができている。令和3年度は、感染症対策のため、休園期間中及び緊急事態宣言・蔓延防止等重点措置発令下は中止とした。音楽療法は、 <u>講師及び通園児の健康管理に注意し、楽器の消毒や同室で音楽療法を受ける人数の制限など、感染症対策を十分に講じた上で実施し、できるだけ多くのお子さんが音楽療法を体験できるように配慮した。</u> 新型コロナウイルス感染症の影響から、従来行っていた訓練や相談を実施することが難しくなったため、事業の見直しを行った。保護者のニーズを踏まえて内容を変更し、 <u>年長児保護者を対象に就学に関する個別相談、未満児保護者を対象に就園に対する個別相談、希望者を対象に心理士による子育て個別相談の機会を設け、保護者が外部の専門家に個別に相談できる機会を設けた。</u> 特に心理士による相談については、 <u>継続して保護者支援が必要と判断されるケースもあったため、卒園後も相談できるような相談先を伝えるきっかけとなった。</u> 計画した個別相談が休園措置によって実施できないこともあったが、個別に相談先を伝えることで、不安の軽減につながった。	19	
②	療育サポート	一時預かりによる療育を実施。	依頼があれば、できるだけ受け入れる。	年間101人実施 緊急的なサポートとして実施。	18	年間101人実施 緊急的なサポートとして実施。	保護者やきょうだいの都合で療育が途切れないことを目的としている。年度初めに周知し、有効利用を促した。特にコロナ禍ではサポート制度を利用しながら、療育に継続して通ってくださる方も多く、保護者の状況に応じて制度の活用を促している。	18
③	お弁当指導の実施	特に未就園児グループの親子に対して指導を実施。	保護者に対して食について学ぶ機会を設けるとともに、食事についての適切な支援を行う。	未就園児グループの親子に対し指導→中止 未就園児 週1回実施 6月に栄養士による栄養指導を実施→中止	(18)	未就園児グループの親子に対し指導→中止 未就園児 週1回実施 6月に栄養士による栄養指導を実施→中止	未就園児は、グループ療育の中で、楽しく親子で食事をしながら、咀嚼、姿勢、偏食について保護者と課題を共有し、スプーンや箸等道具の使い方の支援を実施していたが、令和3年度も前年度に続き新型コロナウイルス感染症対策のため、中止した。お弁当指導は、民間の弁当で実施することで、普段食卓に出ないおかずでも、食べられる物や嫌いなものを保護者が知る良い機会となっているので、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況が落ち着いたら、指導の再開について検討したい。 <u>幼稚園や保育園との並行通園児に関しては、必要に応じて訪問支援事業などの機会に園での給食の様子を見に行くことで課題を把握し対応した。</u> また、言語療法や作業療法の時間に感染症対策を講じたうえで、舌の動かし方や咀嚼や嚥下についての相談に個別対応している。	(18)
④	なないろ広場	児童センターにおいて、集団参加しにくい等、緩やかな配慮が必要な親子を対象として親子での遊びの機会を提供する。	療育指導員も協力し、児童センターの児童厚生員が中心となつて、少人数で話しや活動がしやすい状況で子育て支援を行う。	滝呂児童センター 月1回 →参加見合わせ	(16)	滝呂児童センター 月1回 →参加見合わせ	なないろひろばは、児童館との共催事業として連携して行っている。発達支援センター利用終了後、地域で親子をサポートしていく場としても充実を図っている。年度当初に児童センターの担当職員や保健センター職員と打ち合わせを行い、なないろひろばの目的や活動内容について共有した。子育てに緩やかな配慮や支援をもとめている親子にとって参加しやすく、より多くの児童館・児童センターで実施し、各地域に支援を広げることが求められる事業と捉えている。令和3年度は、前年度に続き、新型コロナウイルス感染症の影響でなないろひろばの開催日数や参加人数も少なく、感染拡大防止の観点から職員の参加を見合わせた。なないろひろばは地域における子育て支援の重要な場であると考えているので、今後は、感染症の拡大状況を見ながら参加を予定している。	(16)
⑤	地域との連携	地域住民の方を巻き込んだおまつりの実施。	発達支援センターを知ってもらうために、地域住民の方と交流できる機会を設ける	・上原公民館まつり→中止 ・ひまわり夏まつり→中止 ・笠原ふくしまつり→中止 ・クリスマスリース作り→中止 ・クリスマス会 12/17～12月24(グループや個別療育でお楽しみ療育として実施。地域との交流なし) ・地域交流事業→中止 ・療育中のきょうだいの託児ボランティア→見合わせ ・地域の園芸福祉士による花壇や畑の整備	(19)	・上原公民館まつり→中止 ・ひまわり夏まつり→7/5～9(グループや個別療育でお楽しみ療育として実施。地域との交流見合わせ) ・笠原ふくしまつり→中止 ・クリスマスリース作り→中止 ・クリスマス会 12/13～17(グループや個別療育でお楽しみ療育として実施。地域との交流見合わせ) ・地域交流事業→中止 ・療育中のきょうだいの託児ボランティア→見合わせ ・地域の園芸福祉士による花壇や畑の整備	毎年開催されていた地域のおまつりはコロナ禍で中止となり参加できない状況であった。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、発達支援センター主催でのイベントの開催も困難であったため、地域の方との交流の機会を作ることが難しかった。託児ボランティアさんなどには時折電話連絡をしたり年賀状をやり取りすることで交流にとどまった。感染症対策に配慮しながら、地域の園芸福祉士さんには通園児が掃き掃除した後などに時々花壇や畑の整備をお願いした。地域との交流やイベントの開催などについては今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑みながら検討していきたい。また、イベント以外でも発達支援センターについて知ってもらえるような方法も検討していきたい。	18
⑥	関係機関との連携	関係機関との会議や研修会への参加。	関係機関と情報・知識の共有をする。	・多治見市発達支援委員会 1回/月、適宜 ・多治見市保育研究会支援児部会参加 5回/年 →2回は中止 ・教育委員会との保育園・幼稚園巡回訪問 6・7月 ・通級指導教室研修会参加 4/13.8/24.3/15 7月・10月は中止 ・研修講師派遣(通級研・保育研) ・子育て相談会 5/19.7/2 ・地域子育て支援ネットワーク連絡会議 ・保健センターとの連携(適宜) ・岐阜県障害幼児指導方法研究会参加(オンライン研修など) ・東濃地区障害児指導方法研究会参加(オンライン研修など)	18	・多治見市発達支援委員会 前期1回/月、適宜 ・保健センターとの連携(1回/月、適宜) ・多治見市保育研究会支援児部会参加 5回/年、運営委員会10回/年 ・教育委員会との保育園・幼稚園巡回訪問 6・7月 ・就学等支援委員会 6/21、9/10、10/18 ・通級指導教室研修会参加 4/12、9月は資料提供のみ、6月、10月、3月は中止 ・研修講師派遣(通級研・保育研) ・子育て相談会 7/1、9/27 ・子育てネットワーク連絡協議会 9/24 3月は中止 ・岐阜県障害幼児研究会参加(事務局として3回/年、研修を企画) ・東濃地区障害児指導方法研究会参加(オンライン研修など)	通園児の療育開始前から卒園まで関係機関と連携し、子どもに適切な支援ができるよう、情報共有に努めている。療育につながってからも、他機関と連携して支援する必要があるケースは増加傾向にある。特に保健センターとは <u>お子さんや保護者の様子の情報交換のためにミーティングの時間を月に1回設けていただいたり、継続して通園できない家庭には保健師さんの協力も得られるように情報を共有した。</u> 多治見市の保育研究会の支援児部会では運営委員として部会の取りまとめに協力した。部会の中では、多治見市の幼稚園・保育園の子どもへの支援方法について交流し、学び合う事を大切にしながら多治見市の支援が充実するよう努めている。令和3年度は、支援児部会の学習会において、作業療法士による運動発達についての研修会を実施。 <u>コロナ禍での研修となったため、実技を取り入れた作業療法士の講和を録画し、子ども支援課の協力で各園に配信した。</u> また、通級指導教室研修会では、言語聴覚士の講和がコロナ禍で中止となったため、講和の内容をまとめた資料提供を行った。その他、小学校の言語通級や発達通級の先生方との研修等の機会を設け、指導方法等の交流研修を行うことで、情報の共有と知識・技術の向上に努めている。通園児の就学については、巡回訪問等の際に学びの場について一緒に考えたり、就学等支援委員会に参加したりするなど、途切れなく必要な支援がなされるように教育委員会と連携した。また、子育て支援においても、市の主催する子育て相談会の相談員として協力したり、地域子育て支援ネットワーク連絡会議への参加を通して連携を図った。発達支援に関する知識や技術を学ぶことで、職員の資質向上を図る為、県下の療育機関や東濃地区の療育機関の公開療育や研修会にもオンライン開催などの機会を捉え、積極的に参加している。特に令和3年度は、岐阜県から <u>通所支援事業所向け研修会の事務局の委託を受け、3回/年の研修会を企画。コロナ禍でも多くの支援者に研修の機会を持ていただくため、研修回の様子を録画し、動画配信を行った。3回の研修は合計で約400人の申し込みがあり、動画の再生回数は延べ1000回を超え、県内の通所支援事業所の支援の質の向上に貢献した。</u>	19
⑦	専門職員の派遣事業	保育園・幼稚園へ作業療法士・言語聴覚士等を派遣して相談を行う	常勤で配置されている専門職員を活用した地域との連携	私立保育園に1回訪問相談(11/19)	18	私立保育園に1回訪問相談(7月)	現場での専門職に対する相談を受けることがあり、地域でのニーズがあることを受け計画した。子ども支援課と実施方法・日数・時間を検討し、子ども支援課より園長会を通して相談・派遣の流れについての説明をもらった。同時に発達支援センターなかよし・ひまわりでの専門職会議で、実施方法や相談・派遣の流れを共有し、相談内容と支援についての具体的対応などの確認の上で地域分担を行った。令和3年度には1件の相談があり、園と直接日程を決めて訪問してアドバイスをを行った。園に対しては、その場で報告書を作成している。	18